

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人国際学園（以下「学園」という。）の理事長、理事及び監事並びに評議員（以下「役員及び評議員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、報酬とは、役員及び評議員としての役務に対する給与であって、旅費規程に基づき実費として支給される旅費は含まない。

(支給対象役員等)

第3条 役員及び評議員を以下の通り区分し、非常勤の役員及び評議員に対し報酬を支払うことができるものとする。
常 勤・・・学園に勤務し、学園から給与が発生している役員及び評議員
非常勤・・・学園以外に勤務し、学園から給与が発生していない役員及び評議員

(支給の決定)

第4条 前条の非常勤の役員及び評議員に対する報酬の支給の決定は理事長が行なう。

(報酬)

第5条 役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 理事長 | 月額 300,000 円 (年額 3,600,000 円) |
| (2) 副理事長 | 月額 150,000 円 (年額 1,800,000 円) |
| (2) 理 事 | 月額 50,000 円 (年額 600,000 円) |
| (3) 監 事 | 月額 50,000 円 (年額 600,000 円) |
| (4) 評議員 | 月額 10,000 円 (年額 120,000 円) |

2 評議員を兼務する理事にあつては、評議員の報酬は支給しない。

(退職金)

第6条 役員退職金については、役員区分に関わらずこれを支給しない。

附 則

- 1 この規程は平成23年8月1日より施行する。